

2023 年 7 月 31 日

金融庁監督局大手証券等モニタリング室 御中

一般社団法人全国銀行協会

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）
に対する意見

6月30日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見を別紙のとおり
取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い申しあげま
す。

以 上

「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対する意見

No.	該当箇所	意見
1	ハ. 政府系機関等が発行する特定の証券化商品への信用の供与等であり、それにより、当該機関に対する信用供与等限度額を超過する必要性が認められる場合	本改正は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」にかかる改正であり、銀行および銀行グループに直接適用されるものではないと理解しているが、本改正で示された考え方は、銀行および銀行グループにおける特例承認についても同様に当てはまるとの理解でよいか。

以上